

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
種畜証明書の交付(畜産課)
- 土地改良区の役員の就退任(三件)(農村整備課)
- 土地改良事業計画の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 保安林の指定予定(四件)(森林保全課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 公共測量の実施(二件)(管理課)
- ◇ 正 誤 平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百三号中訂正
平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百五号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百九十六号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
産科・婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三	平成十一年九月一日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	〃
医療法人社団大覚寺クリニック	鳥取市吉成二〇六一	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原三一九一	〃
米子医療生活協同組合米子診療所	米子市博労町三丁目八〇一	〃
足立泌尿器科医院	米子市上後藤三丁目二一一〇	〃
医療法人社団菅村内科医院	米子市東福原一丁目四一六〇	〃
医療法人福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六一	〃
赤碕町国民健康保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二〇一七四	〃
佐々木医院	東伯郡関金町大字関金宿一五二五	〃
医療法人社団赤碕内科外科クリニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四八	〃
森脇耳鼻咽喉科医院分院	倉吉市新町三丁目二二八九	〃
中本歯科医院	鳥取市茶町三一〇	〃
医療法人上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	〃
小徳歯科医院	境港市外江町二〇六一	〃
谷口歯科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	〃
田本歯科医院	日野郡溝口町溝口二二二一	〃
田口IVFレディースクリニック	鳥取市覚寺六三一六	平成十一年九月二日
久野内科医院	米子市富益町二一六五一一	平成十一年九月三日

松岡医院	鳥取市行徳一丁目一〇二	平成十一年九月十一日
惠齒科医院	米子市熊党九九	平成十一年九月十二日
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	平成十一年九月一日
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	〃
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	〃
小林薬局	倉吉市明治町一〇三二一六	〃
有限会社ホシ薬局	倉吉市大正町一〇七九	〃
中原薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	〃
有限会社徳吉薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市六二五一一	〃
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	〃
フォルテンモ	米子市西福原一六五四一一	平成十一年九月二日

鳥取県告示第五百九十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

種番証明書 番号	名前	種 品	年 月 日	産 地	血 統		級別	飼養者の所在地
					父	母		
平11鳥取県臨第1号	OR387	L265	平成10年3月5日	岩手県	273ABB	914AOZ	級外	西伯郡西伯町大字F中谷有限会社山木園
平11鳥取県臨第2号	OR388	〃	平成10年3月5日	〃	273ABB	065ANZ	級外	〃
平11鳥取県臨第3号	OR455	1075	平成10年3月21日	〃	145MWA	186ANW	級外	〃
平11鳥取県臨第4号	OR445	L265	平成10年3月25日	〃	273ABB	325AOZ	級外	〃
平11鳥取県臨第5号	OR444	〃	平成10年3月26日	〃	273ABB	570ANZ	級外	〃
平11鳥取県臨第6号	OR475	1075	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11鳥取県臨第7号	OR507	〃	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11鳥取県臨第8号	OR506	〃	平成10年4月9日	〃	156MWE	197COW	級外	〃
平11鳥取県臨第9号	B4	L265	平成10年8月20日	〃	271CAB	193ANZ	級外	〃
平11鳥取県臨第10号	B8	〃	平成10年8月20日	〃	263ACB	894APZ	級外	〃
平11鳥取県臨第11号	B68	〃	平成10年9月11日	〃	271CAB	229APZ	級外	〃
平11鳥取県臨第12号	B69	〃	平成10年9月11日	〃	271CAB	067ANZ	級外	〃
平11鳥取県臨第13号	B66	〃	平成10年9月12日	〃	263ACB	103APZ	級外	〃
平11鳥取県臨第14号	B67	〃	平成10年9月12日	〃	263ACB	103CPZ	級外	〃
平11鳥取県臨第15号	B135	〃	平成10年10月15日	〃	293ACB	104APZ	級外	〃
平11鳥取県臨第16号	B136	〃	平成10年10月16日	〃	263ACB	555ANZ	級外	〃

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 大森 博 岩美郡岩美町大字馬場一一三

〃 田中利 巳 岩美郡岩美町大字白地三二二

〃 山口 哲 岩美郡岩美町大字真名八三一一

〃 中村 勲 岩美郡岩美町大字長谷八〇九

〃 土橋 輝 美 岩美郡岩美町大字岩井四九三一一

〃 高見 穆 男 岩美郡岩美町大字岩井六〇八

〃 難波 昭 雄 岩美郡岩美町大字真名七一

〃 山根 崔 幹 岩美郡岩美町大字長谷七五八

〃 賀山 勲 岩美郡岩美町大字白地三一六

〃 小林 太 郎 岩美郡岩美町大字馬場二五二一一

〃 谷口 良 雄 岩美郡岩美町大字相山三九

〃 橋本 勝 友 岩美郡岩美町大字馬場一一二二

〃 橋本 勝 友 岩美郡岩美町大字白地五五五一一

〃 小椋 幹 雄 岩美郡岩美町大字岩井六三七

平成十一年三月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 大森 博 岩美郡岩美町大字馬場一一三

〃 田中利 巳 岩美郡岩美町大字白地三二二

〃 山口 哲 岩美郡岩美町大字真名八三一一

〃 中村 勲 岩美郡岩美町大字長谷八〇九

〃 土橋 輝 美 岩美郡岩美町大字岩井四九三一一

〃 高見 穆 男 岩美郡岩美町大字岩井六〇八

〃 難波 昭 雄 岩美郡岩美町大字真名七一

〃 篠原 孝 雄 岩美郡岩美町大字長谷七〇四一三

〃 賀山 勲 岩美郡岩美町大字白地三一六

〃 川本 貞 己 岩美郡岩美町大字相山二〇

〃 谷口 博 義 岩美郡岩美町大字相山三七

〃 橋本 勝 友 岩美郡岩美町大字馬場一一二二

〃 谷本 正 直 岩美郡岩美町大字白地五五五一一

〃 井上 宏 岩美郡岩美町大字長谷七五三

〃 小椋 幹 雄 岩美郡岩美町大字岩井六三七

平成十一年三月二十九日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹内 肇 岩美郡岩美町大字岩常五三六

〃 日下部 武 志 岩美郡岩美町大字太田一二七

就任した役員の氏名及び住所

橋本 淳 岩美郡岩美町大字院内二四九
 福美 博至 岩美郡岩美町大字太田一七九
 山本 頼藏 岩美郡岩美町大字院内四一一
 楠田 理 岩美郡岩美町大字本庄五〇三
 平田 政弘 岩美郡岩美町大字本庄四八二
 吉田 茂 岩美郡岩美町大字太田一七八
 松浦 鐵雄 岩美郡岩美町大字河崎三九
 橋本 昭徳 岩美郡岩美町大字河崎四四七
 福田 康敬 岩美郡岩美町大字河崎二二
 出井 祥雄 岩美郡岩美町大字岩常五四八
 田淵 幸孝 岩美郡岩美町大字岩常五七一―二
 田口 武二 岩美郡岩美町大字岩常二七二
 山下 徳清 岩美郡岩美町大字岩常一〇七八―一
 岸本 武政 岩美郡岩美町大字長郷一二七―一
 田中 勇 岩美郡岩美町大字長郷一四六
 鈴木 竹志 岩美郡岩美町大字院内四二九―五
 神谷 博文 岩美郡岩美町大字院内二六二
 北村 英雄 岩美郡岩美町大字荒金二一六
 北村 翼 岩美郡岩美町大字荒金二六六
 北村 哲 岩美郡岩美町大字荒金三六五
 加納 淑郎 岩美郡岩美町大字荒金四二三
 監事 鶴木 武夫 岩美郡岩美町大字本庄四八四―二
 辻 明玄 岩美郡岩美町大字岩常四五七
 上山 英行 岩美郡岩美町大字長郷一四九
 平成十一年三月二十四日退任

理事 竹内 肇 岩美郡岩美町大字岩常五三六
 日下部 武志 岩美郡岩美町大字太田一二七
 橋本 淳 岩美郡岩美町大字院内二四九
 福美 博至 岩美郡岩美町大字太田一七九
 山本 頼藏 岩美郡岩美町大字院内四一一
 楠田 理 岩美郡岩美町大字本庄五〇三
 平田 政弘 岩美郡岩美町大字本庄四八二
 山根 義人 岩美郡岩美町大字太田一七五
 松浦 鐵雄 岩美郡岩美町大字河崎三九
 橋本 昭徳 岩美郡岩美町大字河崎四四七
 福田 康敬 岩美郡岩美町大字河崎二二
 出井 祥雄 岩美郡岩美町大字岩常五四八
 田淵 幸孝 岩美郡岩美町大字岩常五七一―二
 田口 武二 岩美郡岩美町大字岩常二七二
 山下 徳清 岩美郡岩美町大字岩常一〇七八―一
 岸本 武政 岩美郡岩美町大字長郷一二七―一
 田中 勇 岩美郡岩美町大字長郷一四六
 鈴木 竹志 岩美郡岩美町大字院内四二九―五
 神谷 博文 岩美郡岩美町大字院内二六二
 北村 英雄 岩美郡岩美町大字荒金二一六
 北村 翼 岩美郡岩美町大字荒金二六六
 北村 哲 岩美郡岩美町大字荒金三六五
 加納 淑郎 岩美郡岩美町大字荒金四二三
 監事 鶴木 武夫 岩美郡岩美町大字本庄四八四―二
 岸本 恒雄 岩美郡岩美町大字岩常六六六
 上山 英行 岩美郡岩美町大字長郷一四九
 平成十一年三月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 太田 政美 岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
- 〃 亀井 晴美 岩美郡岩美町大字黒谷二九一三
- 〃 米山 登 岩美郡岩美町大字外邑二八一
- 〃 瀧山 敏春 岩美郡岩美町大字小田一八〇一
- 〃 太田 弘道 岩美郡岩美町大字延興寺一六
- 〃 高淵 稔 岩美郡岩美町大字小田一九九
- 〃 瀧山 昌男 岩美郡岩美町大字小田一八八
- 〃 丸山 一司 岩美郡岩美町大字小田一八六
- 〃 米山 薫 岩美郡岩美町大字外邑七八
- 〃 西垣 善寛 岩美郡岩美町大字外邑二八〇
- 〃 太田 定男 岩美郡岩美町大字延興寺八八
- 〃 田中 武清 岩美郡岩美町大字延興寺三四五
- 〃 森田 雄三 岩美郡岩美町大字池谷二四九
- 〃 田中 久雄 岩美郡岩美町大字池谷三二二
- 〃 森田 和邦 岩美郡岩美町大字池谷二九四
- 〃 亀井 吉明 岩美郡岩美町大字黒谷三三一一
- 〃 飯野 英憲 岩美郡岩美町大字黒谷八四
- 〃 神谷 修三 岩美郡岩美町大字院内二四七

就任した役員の氏名及び住所

- 〃 山本 勝美 岩美郡岩美町大字院内二六一
 - 〃 神谷 彰 岩美郡岩美町大字院内一三三五
 - 〃 上山 豊 岩美郡岩美町大字長郷一四七
 - 監事 田中 重徳 岩美郡岩美町大字池谷六三
 - 〃 飯野 隆 岩美郡岩美町大字黒谷一〇三
 - 〃 谷垣 敏雄 岩美郡岩美町大字外邑三五二一一
- 平成十一年三月三十日退任

- 理事 太田 政美 岩美郡岩美町大字延興寺一〇四
- 〃 米山 登 岩美郡岩美町大字外邑二八一
- 〃 瀧山 敏春 岩美郡岩美町大字小田一八〇一
- 〃 太田 弘道 岩美郡岩美町大字延興寺一六
- 〃 高淵 稔 岩美郡岩美町大字小田一九九
- 〃 瀧山 昌男 岩美郡岩美町大字小田一八八
- 〃 丸山 一司 岩美郡岩美町大字小田一八六
- 〃 米山 薫 岩美郡岩美町大字外邑七八
- 〃 西垣 善寛 岩美郡岩美町大字外邑二八〇
- 〃 太田 定男 岩美郡岩美町大字延興寺八八
- 〃 田中 武清 岩美郡岩美町大字延興寺三四五
- 〃 森田 雄三 岩美郡岩美町大字池谷二四九
- 〃 田中 久雄 岩美郡岩美町大字池谷三二二
- 〃 森田 和邦 岩美郡岩美町大字池谷二九四
- 〃 亀井 吉明 岩美郡岩美町大字黒谷三三一一
- 〃 飯野 英憲 岩美郡岩美町大字黒谷八四
- 〃 亀井 敬 岩美郡岩美町大字黒谷五八一六
- 〃 神谷 修三 岩美郡岩美町大字院内二四七

〃 山本 勝美 岩美郡岩美町大字院内二六一
 〃 神谷 彰 岩美郡岩美町大字院内二三五
 〃 上山 英行 岩美郡岩美町大字長郷一四九
 監事 田中 重徳 岩美郡岩美町大字池谷六三
 〃 飯野 隆 岩美郡岩美町大字黒谷一〇三
 〃 谷垣 敏雄 岩美郡岩美町大字外邑三五二二二

平成十一年三月三十一日就任 任期四年

鳥取県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山土地改良区が行う土地改良事業（基盤整備促進事業赤松地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成十一年九月十日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（うるおいのある村づくり対策事業砂見地区区画整理）を平成十一年九月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第六百三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字屋堂羅字式間谷二二〇一の八〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字オノ元上へ三九一の一、三九二、字下田上三九三の一、三九五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

米子市長砂町二〇の八、二〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一五五の一、一五六の一、一五七の一、三二二の一、三二二の二、三二九から三三二まで、三三二の一、三三三、三三三、三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五二、九八一、九

八三、九八四の一、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、一

二〇の一、一二〇の一、車尾字バンコウ山七七〇、字影岩東山六二四の一（次の図に示す部分に限る。）、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百六号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林予定森林の所在場所

米子市長砂町二〇の八、二〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二〇の一、一五五の一、一五六の一、一五七の一、三二二の一、三二二の二、三二九から三三二ま

で、三三二の一、三三三二、三三三三、三三三五、三三七から三四八まで、三五〇、三五二、九八一、九八三、九八四の一、九八五の一、九八九の一、九九〇の一、九九一の一、九九二の一、九九三の一、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、東山町二二〇、一二〇の一、一二〇の一、車尾字清水ノ上七六九、字バンコウ山七七〇、字影石東山六二四の一（次の図に示す部分に限る。）、陽田町九八の一、九九、観音寺字岩崎ノ二 六九四の四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開式二二の二四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市長からつぎのとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 公共測量（鳥取市都市計画図等作成）

二 作業期間 平成十一年九月二十三日から平成十三年一月三十一日まで

三 作業地域 鳥取市行政区域全域

鳥取県告示第六百九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、気高町長からつぎのとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 作業種類 公共測量(気高町二千五百分の一地形図作成)
- 二 作業期間 平成十一年八月七日から平成十二年五月三十一日まで
- 三 作業地域 気高町全域

正 誤

平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百三号(中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁三
段 下
行 十六から二十まで

誤 年〇・九五パーセント 年〇・九五パーセント

正 年〇・九五パーセント 年〇・一五パーセント

平成十一年八月三日付鳥取県告示第五百五号(漁業近代化資金の利子補給率の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
四 上	後ろから三	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク	後ろから二	「一・〇〇パーセント」	「一・〇パーセント」
ク	後ろから二及び一	「〇・九〇パーセント」	「〇・九パーセント」
ク	後ろから一	「〇・七〇パーセント」	「〇・七パーセント」

ク	下	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク	二	「一・〇〇パーセント」	「一・〇パーセント」
ク	三	「〇・四〇パーセント」	「〇・四パーセント」
ク	四	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク	ク	「一・〇〇パーセント」	「一・〇パーセント」
ク	五	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク	六	「〇・四〇パーセント」	「〇・四パーセント」
ク	七	「一・二〇パーセント」	「一・二パーセント」
ク	ク	「一・〇〇パーセント」	「一・〇パーセント」
ク	八	「〇・四〇パーセント」	「〇・四パーセント」